

共生型サービスを行う場合の基準の内容について

○都道府県等は共生型サービスの基準について、厚生労働省令の基準に「従い」、「標準とし」又は「参酌して」定める必要があります。この分類により、都道府県が条例で定める独自基準が、どの程度許容されるかが決められています。

分類	従うべき基準	標準とすべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
許容の程度	基準の範囲内で定めなければならない。	合理的な理由がある範囲であれば、独自基準が許容される。	基準を十分参照した結果であれば、独自基準が許容される。

○各基準が上のいずれの分類に当てはまるかは、法で定められており、共生型サービスの人員、設備及び運営に関する基準について、次の事例で説明します。

1 人員に関する基準

本体事業所の利用者人数 + 共生型の利用者人数 = 合計数に対して
本体事業所の基準で必要とされる従業員の員数を配置すること。（※従うべき基準）

事例 1	事例 2																										
定員20名の障害者生活介護事業所で 17名の障害者と3名の高齢者（共生型通所介護）を受ける場合	定員15名の高齢者通所介護事業所で 13名の高齢者と2名の障害者（共生型生活介護）を受ける場合																										
<table border="1"> <tr> <td>生活介護 17名 (障害者)</td> <td>共生型通所介護 3名 (高齢者)</td> </tr> </table>	生活介護 17名 (障害者)	共生型通所介護 3名 (高齢者)	<table border="1"> <tr> <td>通所介護 13名 (高齢者)</td> <td>共生型生活介護 2名 (障害者)</td> </tr> </table>	通所介護 13名 (高齢者)	共生型生活介護 2名 (障害者)																						
生活介護 17名 (障害者)	共生型通所介護 3名 (高齢者)																										
通所介護 13名 (高齢者)	共生型生活介護 2名 (障害者)																										
<table border="1"> <tr> <td>医師</td> <td>必要数</td> <td rowspan="6"> 本体事業所 生活介護の 利用者数が 20名の場合 の従業員の 員数を配置 </td> </tr> <tr> <td>サービス 管理責任者</td> <td>・利用者60人まで1人 ・60人を超える部分 40:1</td> </tr> <tr> <td>生活支援員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>必要数</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>原則専従 非常勤可</td> </tr> </table>	医師	必要数	本体事業所 生活介護の 利用者数が 20名の場合 の従業員の 員数を配置	サービス 管理責任者	・利用者60人まで1人 ・60人を超える部分 40:1	生活支援員	1人	看護職員	1人	理学療法士 作業療法士	必要数	管理者	原則専従 非常勤可	<table border="1"> <tr> <td>医師</td> <td>—</td> <td rowspan="6"> 本体事業所 通所介護の 利用者数が 15名の場合 の従業員の 員数を配置 </td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>5 : 1 (利用者15人まで 1以上で可)</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>機能訓練 指導員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤専従 非常勤不可</td> </tr> </table>	医師	—	本体事業所 通所介護の 利用者数が 15名の場合 の従業員の 員数を配置	生活相談員	1人	介護職員	5 : 1 (利用者15人まで 1以上で可)	看護職員	1人	機能訓練 指導員	1人	管理者	常勤専従 非常勤不可
医師	必要数	本体事業所 生活介護の 利用者数が 20名の場合 の従業員の 員数を配置																									
サービス 管理責任者	・利用者60人まで1人 ・60人を超える部分 40:1																										
生活支援員	1人																										
看護職員	1人																										
理学療法士 作業療法士	必要数																										
管理者	原則専従 非常勤可																										
医師	—	本体事業所 通所介護の 利用者数が 15名の場合 の従業員の 員数を配置																									
生活相談員	1人																										
介護職員	5 : 1 (利用者15人まで 1以上で可)																										
看護職員	1人																										
機能訓練 指導員	1人																										
管理者	常勤専従 非常勤不可																										

2 設備に関する基準

本体事業所に定められた1人当たりの面積の必要数を備えていること。（※従うべき基準）

事例 1	事例 2														
<table border="1"> <tr> <td>生活介護</td> <td>共生型通所介護</td> </tr> <tr> <td>訓練・作業室</td> <td>20名に支障がない広さ</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>間仕切り等を設けること</td> </tr> </table>	生活介護	共生型通所介護	訓練・作業室	20名に支障がない広さ	相談室	間仕切り等を設けること	<table border="1"> <tr> <td>通所介護</td> <td>共生型生活介護</td> </tr> <tr> <td>食堂及び機能訓練室</td> <td>3㎡×利用定員</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>遮蔽物等を設けること</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3㎡×15名 = 45㎡以上</td> </tr> </table>	通所介護	共生型生活介護	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員	相談室	遮蔽物等を設けること	3㎡×15名 = 45㎡以上	
生活介護	共生型通所介護														
訓練・作業室	20名に支障がない広さ														
相談室	間仕切り等を設けること														
通所介護	共生型生活介護														
食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員														
相談室	遮蔽物等を設けること														
3㎡×15名 = 45㎡以上															

3 運営に関する基準

※事例 「共生型通所介護」(本体事業所：障害者生活介護、障害児放課後等デイサービスほか)

(1) 共生型として提供するサービスの通常の指定基準としての運営基準を準用すること。
(従うべき基準 及び 参酌すべき基準)

通所介護		共生型 通所介護	
説明・同意	・サービス内容について文書で説明を行い同意を得ること。	通 所 介 護 の 運 営 基 準 を 準 用	従う
提供拒否の禁止	・正当な理由なくサービス提供を拒否してはならないこと。		従う
居宅介護支援事業者等との連携	・居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めること。		参酌
サービス提供の記録	・具体的なサービスの内容を記録すること。		従う
サービス取扱い方針	・通所介護計画に基づき行うこと。 ・丁寧に行い、サービス提供の方法等について説明すること。 ・利用者の状況を把握し、希望に沿って提供すること。		参酌
通所介護計画	・居宅サービス計画がある場合これに沿って作成すること。 ・利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ること。		参酌
緊急時対応	・必要な措置を講じること。		従う
運営規程	・重要事項に関する規程(運営規程)を定めること。		参酌
勤務態勢の確保等	・従業員の勤務体制を定めておくこと。 ・通所介護の従業員によってサービスを提供すること。 (直接処遇者を除く。)		参酌
衛生管理	・感染症予防の措置を講じること。		参酌
掲示	・見やすい場所に、運営規程の概要その他の重要事項を掲示すること。		参酌
秘密保持等	・従業員はその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・関係者に入所者の情報を提供する場合は文書により同意を得ること。		従う
事故発生時の対応	・事故発生予防の措置を講じること。 ・事故が発生した場合は市町村、入所者の家族に連絡し必要な措置を講じること。 ・事故の状況、講じた措置を記録すること。		従う

(2) 通常の指定基準を満たす事業所(※)等から技術的支援を受けていること。

(参酌すべき基準)

(※) 事例では介護保険通所介護を提供する事業所